

## 新規化学物質の届出に係るスクリーニング評価の実施について（お知らせ）

平成23年5月24日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

本年4月1日に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）が改正され、環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる物質については、優先評価化学物質として指定されることとなりました。

本改正を受け、新規化学物質<sup>注</sup>については、化審法第4条第1項あるいは同法第5条第8項の規定に基づく判定に加えて、有害性情報及び製造等予定数量と用途からの曝露情報を用いて優先評価化学物質にあたるのかどうかを審査しその結果を届出者に連絡することといたしましたので、お知らせいたします。

注) 化審法第3条第1項の規定に基づき届出があった新規化学物質（ただし、その届出に際して同法第5条第1項の規定に基づき申出のあった低生産量の物質、並びに良分解性の物質及び高分子フロッスキームに基づき判定された物質を除く）。あるいは、化審法第5条第2項第1号に該当すると判定された新規化学物質であって、同条第7項の規定に基づき申出があった新規化学物質

ご不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

### （参考）

- 「化審法におけるスクリーニング評価手法について」（平成23年1月14日）  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000071389>
- 「新規化学物質の判定及び監視化学物質への該当性の判定等に係る試験方法及び判定基準」（平成23年4月22日）  
[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/shinki\\_todokede/hanteikijun\\_2011.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/shinki_todokede/hanteikijun_2011.pdf)

### 【問い合わせ先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

（電話）03-3595-2298

（FAX）03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

（電話）03-3501-0605

（FAX）03-3501-2084

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

（電話）03-5521-8253

（FAX）03-3581-3370